

## 田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、田原本町附属機関に関する条例（平成26年9月田原本町条例第13号）第2条の規定に基づき、田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自治会を代表する者
- (2) 保護者を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 町職員のうち町長が指名する者

### (任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、田原本町教育委員会において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この規則の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。